

## 実験圃場・林園

### 生態学研究センター実験圃場・林園使用の取り決め

1. 実験圃場・林園を使用できるものはセンターの専任教員、または専任教員を責任者とする共同利用研究者とする。
2. 使用を希望するものは事前に実験圃場使用申請書を圃場委員会に提出し、使用目的・使用地域・使用方法等の許可を得なければならない。
3. 使用は1年単位とし、原則として最大5年とする。5年を越える期間が必要な場合は特別に許可を得なければならない。
4. 使用者は使用に必要な経費と労力を負担しなければならない。
5. 使用者は使用終了後時に元の状態に戻さなければならない。
6. 農薬の使用は原則禁止とし、雑草や害虫に対しては物理的防除で対応しなければならない。物理的防除だけでは対応が困難な場合のみ、農薬使用申請を行うことができる。
7. 農薬使用に関しては農薬使用の取り決めに準ずる。

2001年1月29日制定  
2006年5月10日改訂  
2017年3月24日改訂

## CERの森

### 生態学研究センターCERの森の使用の取り決め

1. CERの森を使用できるものはセンターの専任教員、または専任教員を責任者とする共同利用研究者とする。
2. 使用を希望するものは事前にCERの森使用申請書を圃場委員会に提出し、使用目的・使用地域・使用方法等の許可を得なければならない。
3. 使用は1年単位とし、原則として最大5年とする。5年を越える期間が必要な場合は特別に許可を得なければならない。
4. 使用者は使用に必要な経費と労力を負担しなければならない。
5. 使用者は使用終了後時に元の状態に戻さなければならない。
6. 農薬の使用は原則禁止とし、雑草や害虫に対しては物理的防除で対応しなければならない。物理的防除だけでは対応が困難な場合のみ、農薬使用申請を行うことができる。
7. 農薬使用に関しては農薬使用の取り決めに準ずる。

2001年1月29日制定  
2006年5月10日改訂  
2017年3月24日改訂

## 鉢棚

### 生態学研究センター鉢棚使用の取り決め

1. 鉢棚を使用できるものはセンターの専任教員、または専任教員を責任者とする共同利用研究者とする。
2. 使用を希望するものは事前に鉢棚使用申請書を圃場委員会に提出し、使用目的・使用地域・使用方法等の許可を得なければならない。
3. 使用は1年単位とし、原則として最大5年とする。5年を越える期間が必要な場合は特別に許可を得なければならない。
4. 使用者は使用に必要な経費と労力を負担しなければならない。
5. 使用者は使用終了後時に元の状態に戻さなければならない。
6. 農薬の使用は原則禁止とし、雑草や害虫に対しては物理的防除で対応しなければならない。物理的防除だけでは対応が困難な場合のみ、農薬使用申請を行うことができる。
7. 農薬使用に関しては農薬使用の取り決めに準ずる。

2017年3月24日制定

### 鉢棚の使用にあたって

- ・ 申請により許可を得たベンチのみ使用すること。
- ・ 鉢棚には自動灌水装置が設置されています。技術職員が管理し初夏～秋の期間作動させますが、水のかかり具合にはムラが生じます。こまめに確認し、かかりの悪い箇所には手での水遣りを行うようにしてください。また、自動灌水装置停止中は個々に水遣りをお願いします。
- ・ 梅雨明け頃～秋まで遮光ネットをかけ、遮光します。
- ・ ベンチ下には防草シートを敷いています。シート効果を軽減させないために、できるだけシート上に土や植物体を落とさないようにお願いします。落としてしまった場合はホウキで掃いて取り除いてください。また、破れないようにご注意ください。万が一破れてしまった場合は技術職員にご連絡ください。

## 圃場物置

### 生態学研究センター圃場物置使用の取り決め

1. 圃場物置は圃場を使用するセンターの専任教員の研究室単位、または専任教員を責任者とする研究プロジェクト単位で使用することができる。
2. 使用を希望する研究室またはプロジェクトは原則として前年度に、実験圃場使用願とともに圃場物置使用申請書を圃場委員会に提出し、使用目的・使用地域・使用方法等の許可を得なければならない。
3. 使用は1年単位とし、原則として最大5年とする。年度を越えての使用は再度圃場物置使用願を提出しなければならない。
4. 使用は1研究室または1件のプロジェクトにつき、原則として倉庫1棟以内および（あるいは）土置き場1スペース分以内とする。
5. 研究プロジェクトによる圃場物置の使用は圃場委員会による事前審査を受けなければならない。使用目的・使用期間・使用後の撤去法等が明記されていない圃場物置申請書は受理しない。使用申請の件数が多数の場合は使用計画を調整した上で使用を許可する場合がある。
6. 使用者は使用に必要な経費と労力を負担しなければならない。圃場物置使用手引きに従って使用していないと圃場委員会が判断した場合、改善の指示や使用を取り消すことがある。
7. 使用者は使用終了後、全ての保管物を撤去して元の状態に戻さなければならない。

2012年4月16日制定

2017年3月24日改訂

### 生態学研究センター圃場物置使用手引き

1. 圃場物置は倉庫および土置き場からなる。
2. 倉庫に置いてよいのは、圃場で使用する道具（鉢、クワなど）のみとする。農薬・薬品、危険物は置かない。火気厳禁。
3. 土置き場に置いてよいのは、袋入りの土・肥料のみとする。袋が破けることがないように防護対策をする。
4. 使用が許可された倉庫や土置き場以外の場所は使用してはならない。倉庫や土置き場の周辺に道具・土・肥料などを放置しない。整理整頓を心がける。
5. 使用期間の終了後、圃場物置に置いていた道具・土・肥料などは直ちに撤去し処分する。すぐに処分できない場合は必ず技術職員に相談する。
6. 使用予定のない道具・土・肥料などの購入は控える。今後使用の見込みがないと判断されたものはその都度撤去する。

## 実験池

### 生態学研究センター実験池使用の取り決め

1. 実験池を使用できるものはセンターの専任教員、または専任教員を責任者とする共同利用研究者とする。
2. 使用を希望するものは事前に実験池使用申請書を圃場委員会に提出し、使用目的・使用地域・使用方法等の許可を得なければならない。
3. 使用は1年単位とし、原則として最大5年とする。5年を越える期間が必要な場合は特別に許可を得なければならない。
4. 使用者は使用に必要な経費と労力を負担しなければならない。
5. 使用者は使用終了時に元の状態に戻さなければならない。

2012年6月15日制定

2017年3月24日改訂